

みんなでつくろう安心の街

11 日から全国地域安全運動始まる

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに、平成 24 年全国地域安全運動が 10 月 11 日から 20 日までの 10 日間実施されます。地域に住む一人ひとりが運動に参加し、「安全で安心な街づくり」を推進しましょう。

運動の重点

- (1) 子どもと女性の犯罪被害防止
- (2) 住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- (3) 万引き、自転車盗、車上ねらいの防止
- (4) 振り込め詐欺を始めとする特株詐欺の被害防止

肝付地区防犯協会としての取り組み

期間中、警察をはじめ肝付・東串良両町役場など関係各機関との連携、並びに地域安全モニター、少年ボランティア連絡会など防犯ボランティアの方々の協力を得て、広報車による巡回パトロールや街頭キャンペーン、グラウンドゴルフ大会等を実施の予定です。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

昨年の犯罪的射抜きより



出発式のご案内

次のように実施の予定です。多数の参加をお願いします。

- ▼日 時 平成 24 年 10 月 11 日 (木) 9 時 30 分～10 時 10 分
- ▼場 所 高山温泉ドーム「多目的広場」(肝付町新富)
- ▼内 容 主催者あいさつ等、園児によるパフォーマンス、肝付署員の寸劇、流鏝馬の射手による犯罪的射抜きなど

「カギかけたや」運動推進中

肝付地区防犯協会と肝付警察署では、年間を通して「カギかけたや」の声かけ運動を推進しています。

油断禁物「ちょっとした間だから」が犯罪被害を招くことになります。

外出時の家のカギ、車を離れる時のドアロックなど、日頃から心がけましょう。



振り込め詐欺に要注意!

最近、県内において「高金利の定期預金がある」とか「女性を妊娠させてしまった」などと言って、現金を振り込ませようとした事案が報告されています。

県内における今年 7 月末現在の振り込め詐欺被害は 6 件発生しています。

昨年同期に比べて 7 件減少したものの、新たな手口による被害が発生しており十分に注意をして下さい。



みんなでなくそう万引き (窃盗)

万引きは犯罪です

*刑法 第 235 条 (窃盗) 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪として 10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する

●身勝手な節約心やストレス解消、キモだめしなど、そんな軽い気持ちで日々繰り返される「万引き」。たかが万引きと思っていませんか。万引きを繰り返すことで、ひったくりや自動車盗、強盗などの重大

万引きは犯罪です!



絶対に許しません

犯罪へとエスカレートしていくことがあります。いうまでもなく▼見張りをすること▼万引きを頼むこと▼万引きを命令することも万引きと同じ窃盗罪となります。日頃から、万引きは「しない・させない・見逃さない」との規範意識をしっかりと持ちましょう。

児童の安全サポートを実施

2 学期が始まった 9 月 11 日、肝付町立宮富小学校で早朝立哨指導を実施しました。当日は、少年ボランティア連絡会や地域安全モニターのメンバーら数名が参加し、登校してくる児童たちと元気なあいさつを交わすなどして安全をサポートしました。



夏休みが終わり、運動会の練習や勉強に真剣に取り組むこの時節、スポーツの秋、食欲の秋、読書・芸術の秋と楽しい学校生活を満喫して欲しいものです。

刑法犯認知件数 (肝付署管内) (平成 24 年 8 月末現在)

種 別	件 数	種 別	件 数
凶 悪 犯	0 件(-1)	知 能 犯	2 件(+2)
粗 暴 犯	5 件(+3)	風 俗 犯	0 件(±0)
窃 盗 犯	48 件(-16)	そ の 他	11 件(+11)

() 内は前年同期比